

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	10	
受付日	2019年10月18日	
通報内容	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2019年10月末】</p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。その結果、通報受付窓口の対象案件に該当するものと判断して、処理手続きを開始することを決定し、その旨を通報者に通知いたしました。</p> <p>本通報については、通報者が（業務運用基準「9. 通報受付窓口における案件処理のプロセス」で定義する当事者ではなく）第三者の立場から通報したものであるため、上記通知に併せて、当事者（負の影響を受けた個人等）またはその代理人として当事者間の対話への参加を希望する者を紹介する意向があるか、通報者に対して問い合わせを行いました。（当事者間の対話の実施が見込まれる場合は、助言委員会の委員の選定に当たり、両当事者から委員の選任に関する要望を聴取するプロセスが生じるため、あらかじめ確認する必要がありました。）</p> <p>【2019年11月～12月】</p> <p>上記問い合わせに対して、通報者から、労働者の代理人として当事者間の対話への参加を希望する者を紹介できる旨の御回答がありましたので、代理権の授権について確認するため、当該代理人の連絡先を共有いただくよう依頼しました。しかしながら、通報者とやりとりさせていただく中で、代理人に代理権を授権した労働者はいないことが確認されました。</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

以上より、当事者間の対話の実施は見込まれないものと判断して、処理プロセスを進めることとし、助言委員会委員の検討を開始しました。

通報者に対しては、この後のプロセスとして、通報者・被通報者に対してそれぞれヒアリングして情報収集すること、並行して助言委員会を組成することを併せてご説明しました。

【2020年1月】

組織委員会では、助言委員会委員について、本通報の内容が労働問題に関係することや委員候補者の経歴を考慮し、助言委員会委員候補者から大村恵実氏（弁護士）を選定する案を作成しました。同案について、持続可能な調達ワーキンググループの委員に提示し、約1週間の期間を設けて意見を求めました。その結果、WGの委員から反対のご意見はありませんでしたので、案のとおり、大村氏を助言委員会委員として選定することを決定し、ご本人からも承諾を得ました。

【2020年2月】

組織委員会から助言委員会に対して、通報の内容、それまでの経過及び通報受付窓口のプロセス等について説明し、通報者・被通報者への確認事項等について助言を得ました。

組織委員会は、通報の根拠となる事実等についてのヒアリングを実施する日程を調整するため、通報者に連絡しました。通報者からは、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、3月以降の実施を希望する旨の回答がありました。

組織委員会は、被通報者である事業者に対して、通報の提出があったこと及びその内容、通報受付窓口のプロセス等について説明しました。

【2020年3月】

組織委員会は、通報者に対して、通報内容の根拠となる事実等に

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

について確認するためのヒアリングを実施しました。なお、ヒアリングの実施に先立ち、通報者に対して、今回のヒアリングを含む通報処理は、大会施設全般ではなく、被通報者の受注工事に関することに限定される旨を説明しています。

通報者からは、今回の通報について、通報者が外部から工事現場を目視した範囲の情報や、通報者が街頭で実施した建設労働者へのインタビュー結果、そのほか、通報者とは別の団体が建設労働者に対して実施したインタビュー調査の記録等に基づいているとの説明がありました。ただし、(目視以上の)被通報者の熱中症対策等の具体的取組の把握はされていないとのことでした。また、インタビュー等で得られた情報の事実確認は行っていないということでした。

また、通報者からは、通報対象の工事現場全体を見渡せるように撮影した写真及び動画、上記インタビュー調査の記録などが提供されました(提供された写真等について、被通報者による調達コード不遵守の事実を示す具体的な説明はありませんでした)。

【2020年4月～5月】

組織委員会から助言委員会に対して、通報者へのヒアリングの結果を報告しました。さらに、被通報者への確認事項の案について説明し、確認を行うべき範囲やその方法等について助言を得ました。

組織委員会では、被通報者へのヒアリング(関連する書類の確認や現地視察を含む)について、4月中の実施を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、4月7日に、日本政府より、東京都を含む7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令されたことから、当面延期することとしました。

【2020年6月】

5月25日に東京都に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、通報内容に関する事実関係の確認のため、被通報者に対して、ヒアリング、関係文書の閲覧及び受注現場の視察による確認を実施しました。(建設現場の監査について豊富な実務経験を有する者が実施しています。)

確認結果の概要は以下の通りです。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>・通報においては、大会施設の建設現場に共通した労働安全の統一 的な規則等がないとのご指摘でしたが、大会施設の建設現場におけ る安全衛生対策を推進する取組として、関係省庁、発注者、建設業 界関係者、労働組合等で構成する「2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」が設置されてお り、同協議会においては、大会施設の建設工事を対象とした「安全 衛生対策の基本方針」の策定とこれに沿った労働安全対策に取り組 んでいます。</p> <p>また、被通報者においては、本受注現場において、管理者の選 任、災害防止協議会の組織・運営、毎日の危険予知活動や安全指 導、安全パトロール等を実施しており、現場の安全衛生管理として 不十分な点は認められませんでした。</p> <p>・熱中症対策が不十分というご指摘については、被通報者は、朝礼 時の熱中症対策指導、チェックリストを用いた体調確認、こまめな 休憩、塩飴や水分の摂取促進、熱中症対策キットの配備、冷房のあ る休憩所の設営等の対策を実施しており、また、保護具類について も、被通報者の作業手順書による指定に基づいて各協力会社が用意 しており（ファン付ジャケットも一部導入）、熱中症対策として不十 分な点は認められませんでした。</p> <p>・月に28日間労働させられている労働者がいるというご指摘（た だし、通報対象現場に関するものとの通報者からの説明はありませ んでした）については、被通報者は、本受注現場の現場稼働日を原 則4週6休としているため、この現場で月28日間の勤務が発生す ることはなく、また、1日の作業時間についても、原則午前8時か ら午後5時とし、休憩時間も確保しており、違法な長時間労働が発 生する状況は認められませんでした。</p> <p>以上のとおり、被通報者による当該現場の労働安全衛生確保に係 る対応について、調達コードの不遵守に当たる問題のある事実は確 認されませんでした。</p> <p>【2020年7月】</p> <p>助言委員会に対して、被通報者に対する確認結果を報告するとと もに、今後の対応について説明し、通報者への通知の内容等に関し</p>
--	---

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>て助言を得ました。</p> <p>【2020年8月】</p> <p>組織委員会では、本通報については、調達コード不遵守の事実が確認されなかったことから、通報処理のプロセスを終了することを決定し、その旨通報者に通知しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>
備考	<p>組織委員会においては、これまでも、発注者として、関係法令等に則って、暑さ対策を含め、適切な安全衛生対策を行うよう受注者に重ねて要請するとともに、安全パトロール等を実施しておりますが、引き続き、国際的労働基準の重要性を認識しつつ、安全衛生管理に十分な配慮を行ってまいります。</p>

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。